令和７年度　社会教育について

令和７年度　努力目標

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものである。そうして形成されていく人々の繋がりや関わりは、持続可能で「誰一人取り残さない」包摂的な社会を実現し、個人とそれを取り巻く地域社会全体のウェルビーイングの向上に必要不可欠なものであり、社会教育の特質を踏まえながら、すべての人々が学び続けることができる環境の構築、醸成は今後ますます重要になる。

このような状況から、市教育委員会としては、地域課題やニーズをふまえたうえで、すべての住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を支援するとともに、様々な機会や場所を利用して実際生活に即した文化的教養を高められるような環境の醸成や、適切な学習機会の提供及び奨励、そして、地域学校協働活動を支える学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努めるため、学校教育担当部局と十分に連携し、次のとおり取り組みを行う。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権文化の創造のため、市民が豊かな人権感覚を育むことができるよう、「茨木市人権教育基本方針」・「茨木市人権教育推進プラン」の趣旨をふまえるとともに、人権の視点を取り入れた各種講座や事業を実施し、地域における人権意識の醸成を図る。

公民館については、広く利用を促進するとともに、コミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営への機運を高める。現代的課題・地域課題の解決に向けた事業の実施を推進するなど、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設として、住民のニーズに応じた学習を深め、公民館活動の更なる充実を図り、学びと活動の好循環を実現する。

家庭教育については、保護者の自発的・主体的な学習活動の支援や関係講座を通じ、家庭教育に関する知識の習得と保護者どうしのつながりを促し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

青少年教育については、青少年センター・青少年野外活動センターを活用し、「いま伸びよう　茨木の未来をひらく青少年」の標語に基づいた青少年健全育成運動を全市域において展開することによって、青少年に「生きる力」・「豊かな人間性」などの育成、体験活動を通じた非認知能力の向上を図る。

文化財の保存と活用については、本市の歴史的特性等をふまえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進する。

図書館については、「本が好きなまち・茨木」をめざし、あらゆる年齢層の市民が自ら学び、自由に知識を得ることができる身近な情報拠点として、市民の求める資料や情報を積極的に収集・提供し、「市民のくらしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力的な図書館」を目標に、多様な図書館サービスの充実を図る。

また、文化・生涯学習及びスポーツについては、社会教育と関連する重要な項目であるという認識のもと、引き続き市長部局の担当課とも十分に連携して取り組みを行う。

文化施策については、茨木市文化振興ビジョン（第２期）において、「未来につながる『文化の

まち』いばらき」を実現したい将来像として掲げる。共創による文化の新たな価値が創造・発信されるような機会と仕組みづくりを推進し、これまで培われてきた豊富な歴史・文化資源を保存・継承し、若い世代が次代の文化芸術活動につながっていくことをめざす。

生涯学習施策については、生涯学習推進計画に基づき、市民の学習活動を支援するため、生涯学習へのきっかけづくりに取組み、地域社会における生涯学習活動の担い手の育成に努め、地域課題を解決するための学習機会の充実を図る。

生涯学習センターにおいては、デジタルデバイドの解消のためのタブレット講座やＺｏｏｍ講座を実施し、また様々な企業等と連携し、多様な学習機会の提供に努める。

スポーツ施策については、「茨木市スポーツ推進計画（改訂版）」に基づいて以下について取り組む。スポーツ施設については、スポーツ活動の動向やニーズを勘案し、公共施設最適化方針に基づき、適正化と整備に努める。スポーツ活動の推進については、シビックプライドの向上やこどもたちのスポーツへの関心を高めるため、トップアスリートへの競技活動支援やキッズスポー　ツフェスタ事業の拡充などに取り組む。

１　人権教育の推進について

社会教育のすべての領域において、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」及び「茨木市人権教育基本方針」の趣旨をふまえ、「茨木市人権教育推進プラン」、「第２次茨木市人権施策推進基本方針」及び「第２次茨木市人権施策推進計画（改定版）」に基づき、人権教育の推進に努め、豊かな人権文化の広がりをめざす。

1)　社会教育施設等において、条例等の趣旨に基づいた人権教育を推進するため、各種講座について、企画段階において、高齢者の人権、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに係る人権、災害時の人権など、多様な人権尊重の視点を取り入れた内容や講師の選定などに取り組み、家庭や地域における人権意識の醸成を図る。

2)　こどもの豊かな人権感覚を育む場として、家庭の果たす重要性をふまえ、家庭教育支援を通じ、人権の視点を取り入れた学習機会の充実に努める。

3)　「大阪府識字施策推進指針（改訂版）」、「茨木市識字施策推進指針」等の趣旨をふまえ、「識字・日本語教室」を開講し、外国人を含むすべての人々に教育の機会を提供するとともに、日本の風習、文化等の情報提供や多文化交流会など、学ぶ機会の充実を図る。

２　公民館活動の推進について

公民館は、社会教育活動、住民にとって最も身近な学習の拠点として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの場として、公民館活動を通じて、地域や社会の中で人と人との繋がりを形成し、地域の人材育成や地域の教育力の向上に寄与することを目的に、以下のとおり重点的に取り組んでいく。

1)　社会教育活動の拠点として、防災、地域の歴史、消費者問題をテーマにした講習会等の開催や、読み聞かせなどを実施し、社会の要請に対応する現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組みを推進する。また、その解決に向け必要な情報の把握、提供に努めるほか、公民館活動の更なる充実、活性化を図るために、各公民館、関係各課、市内大学、企業等と連携する。
2)　利用者が安全で快適に利用できるよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」における長寿命化の推進に向けた改修等に取り組む。
3)　中央公民館は、公民館活動について、小学校区公民館と十分な連携を図る。
4)　地域活動の拠点施設としての機能を高めるため、地域の実情に応じて公民館のコミュニティセンター化を進める。

3　家庭教育の支援について

地域とのつながりの希薄化や情報化の進展等に加え、コロナ禍を経て社会のあり方が変化し、「家庭教育」については、家庭の孤立化、子育て不安、ひいてはこどもへの虐待など、様々な問題が増大しており、地域や社会全体での支援の必要性が高まっている。家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭教育を支援するため、以下のとおり取り組む。

1)　家庭教育の重要性を認識し、こどもを育成するために必要な知識を身に付け、保護者としての資質向上を図るため、関係諸団体との連携やＩＣＴ、また文化・子育て複合施設『おにクル』の活用等により、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努める。
2)　保護者同士のつながりや、学習活動を支援し、家庭における教育の充実に資するため、ブロック遊びをテーマにした関連講座等の開催や各小学校単位での支援事業に取り組む。
3)　地域人材を活用した、対話や交流を通して保護者のあり方を学ぶ「親まなび講座」について、より幅広い対象への周知を図る。
4)　４か月児健康診査においてブックスタートを実施し、保護者に乳幼児期からの絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝える。

4　青少年教育の推進について

青少年及び育成者、保護者等を対象として、自主的・組織的な活動の支援や、様々な体験の機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び人権文化の高揚に努める。
1)　放課後や週末等に、地域住民の参画・協力を得て、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心で健やかなこどもたちの居場所を設ける「放課後子ども教室」を実施し、こどもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体でこどもの創造性、自主性、協調性を養い、豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進する。また、引き続き、市内及び近隣の大学と連携を図り、大学生ボランティアの登録・派遣を行うとともに、市内企業の協力を得て、豊かな体験活動の機会の提供など放課後の居場所の充実を図る。さらに、国が示す「放課後児童対策パッケージ 2025（※

１）」に基づき、当該小学校内に開設する学童保育事業との連携に努める。

2)　茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」を活用し、茨木市青少年健全育成運動重点目標「こどものＳＯＳ　ほっとくん！？～大人が気づいて　声をかけあう　関係づくり～」を市民に周知し、大人がこどもの出しているＳＯＳのサインに気づき、互いに声を掛け合える関係づくりを推進する。

3)　学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会全体で青少年を見守り、育てていくために、小学校区では青少年健全育成運動協議会やこども会等が協働し「地域での人間関係の構築」と「地域活動への参加促進」を、中学校区では青少年指導員の活動内容を中心に「問題行動の抑制」と「規範意識の醸成」を目的とした活動を推進するために、青少年健全育成団体への支援を行う。また、青少年育成行事の好事例を表彰する「ほっとけんアワード」を実施することにより、青少年健全育成団体の活動意欲の向上を図るとともに、その取り組みを他団体へ発信する。

4)　市内全域の青少年を対象として、ものづくりの体験や観劇会などの体験・交流の機会を設定し、豊かな人間性を培う場を提供する。また、青少年が「ゆめ」を持ち、その実現に向けて前進できるよう努める。

5)　市内の高校生・大学生がクラブ活動等で学んだ知識や技術を生かして、小学生向けの体験型講座を企画運営する「青少年による青少年のためのイベント」を実施することにより、異年齢交流や達成感・自己有用感を育む機会の提供に努める。

6)　青少年野外活動センターでは、青少年の体験活動の充実を図るため、教育ニーズに応じたキャンプ事業等を実施するほか、学校事業等の受入を行い、青少年が体験活動を通して非認知能力の向上、社会を生き抜く力を育む場となるよう努める。

7)　市内及び近隣の大学と協力しながら、青少年野外活動センターや、放課後子ども教室において、大学生が活動できる場を設定し、参加者や地域住民とのコミュニケーションを重視した活動を支援することで、次世代を担う青少年の健全育成の充実を図る。

５　文化財の保存と活用について

社会経済情勢の急激な変化が、特に地域社会の在り方に大きく影響を与えている現在、郷土愛の醸成は、今後その重要性が増すものと考えられる。そのためには、郷土茨木の歴史及び伝え継がれた文化を正しく理解することが必要であるとの観点から、「茨木市文化財保護条例」に基づき、国や府とも連携しながら文化財の保存と活用に取り組んでいく。貴重な文化財を良好な状態で後世へと引き継いでいくとともに、多くの市民が文化財に親しむ機会を設けることで、市民の文化財への愛着や郷土への認識を深め、生活に豊かさをもたらすよう努める。

1)　市内に存在する文化財の情報収集や調査・研究に努めるとともに、「茨木市文化財保護条例」に基づいて文化財の保存と活用を図る。

2)　文化財資料館においては、本市の豊かな歴史と文化を発信する企画展や講演会を開催する。

3)　埋蔵文化財分野においてデジタル技術を積極的に導入し、効率的かつ迅速な記録保存、統合的な資料・情報管理、そして柔軟な普及啓発活動に取り組む。

4)　キリシタン遺物史料館を中心に、国内有数の貴重なキリシタン遺物を活用した企画展を開催す

るなど、隠れキリシタンの里として知られる北部地域の歴史遺産の掘り起こしを図る。

5)　東奈良遺跡に代表されるように、本市からは多くの貴重な埋蔵文化財が発見されており、今後も精緻な調査に努めるとともに、調査成果をいち早く市民に発信するよう取り組む。

6)　郷土の豊かな歴史と文化を次世代に引き継ぐという観点から、児童向け啓発リーフレットの発行や出前講座、学校との連携事業を実施するなど、こどもの文化財や郷土への愛着心を育むよう努める。

7)　郷土の歴史を学ぼうとする市民の活動を促進し、市民一人ひとりが歴史を伝える担い手であるとの認識を醸成することを目的に、文化財解説ボランティアの育成・活用を図る。

8)　ＩＣＴを活用した資料・情報の提供や、講演会等を実施するなど創意工夫を図り、文化財の保存と活用の充実に務める。

６　図書館活動の推進について

図書館は、市民が知的活動や日常生活を行う上で必要なさまざまな資料や情報を提供する地域の情報拠点として、幅広い資料・情報の収集と効果的な運営に努める。

1)　市民の要望と関心を踏まえながら組織的、系統的に資料を収集し、市民の求める資料・情報をできる限り提供するように努めるとともに、魅力ある書架づくりに努める。あわせて郷土行政資料についても、適宜収集・保存に努める。また、ＩＣＴを活用した資料・情報の提供を推進する。

2)　多種多様化する調査研究にも応えることができるよう、中央図書館及び分館でインターネット環境の提供のほか、検索データベースの活用を図るとともに、府立図書館など他の図書館や関係機関と連携を図り、レファレンス・サービスの機能の充実に努める。

3)　ボランティアとの協働や、関係機関との連携により、幅広い年齢層の方々が参加できる事業を開催し、図書館利用の促進、生涯学習機会の充実に努める。中央図書館をはじめ、市内図書館において、各々の図書館の特性を活かした多様なサービスの充実を図る。特におにクルぶっくぱーくでは市民活動機能や子育て支援機能と連携した取り組みを行うなど複合施設の特性を活かした事業を実施する。

4)　年齢や、障害の有無等に関わらず、読書に親しめる環境を整え、すべての市民が、読書を通じて人生を豊かに送れるよう、読書活動の推進を図る。こどもの読書活動については、第３次茨木市こども読書活動推進計画 改定版に基づき、こどもひとり一人に合った読書に出会う機会の創出に取り組むとともに、学校や関係機関と連携して、発達段階に応じた読書環境を提供する。特に学校とは「学校と公共図書館ねっとわーくプラン（※２）」に基づいた取り組みを、互いに協力して推進する。

5)　図書館をより活用していただけるよう、広報誌やチラシ、リーフレットの他、ホームページやＳＮＳなどにより、幅広く積極的な図書館の情報発信に努める。

6)　デジタル資料の充実やホームページからの利用登録など非来館型サービスの周知に努め、利便性の向上を図る。

※１　放課後児童対策パッケージ 2025

「新・放課後子ども総合プラン」「放課後児童対策パッケージ 2024」の実施により、受け皿確保は目標としていた 152 万人分をほぼ達成した一方で、待機児童数は増加。待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から令和６～７年度に集中的に取り組むべき対策として充実を図るもの。

※２　学校と公共図書館ねっとわーくプラン

学校と本市図書館が協力して、こども読書活動を推進するための取組を具体的にまとめたもの。“資料”の共有、“施設”“活動”の充実、“人”の交流により、こどもたちの読書活動を推進する協力体制を示している。